

小山工業高等専門学校学則

制 定 昭和40年 4 月 1 日

最終改正 平成23年 4 月 1 日

第 1 章 本校の目的

第 1 条 本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神にのっとり、及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第 2 章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

第 2 条 修業年限は 5 年とする。

第 3 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 条 学年を分けて、前期と後期の 2 学期とする。

2 前項に規定する学期の終始については、校長がその都度定める。

第 5 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 土曜日・日曜日

三 開校記念日 4 月 24 日

四 春季休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで

五 夏季休業 8 月 10 日から 9 月 30 日まで

六 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

七 学年末休業 3 月 20 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず校長が必要と認めた時は、休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

第 6 条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第 3 章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

第 7 条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員
機 械 工 学 科	1	4 0 人
電 気 情 報 工 学 科	1	4 0 人
電 子 制 御 工 学 科	1	4 0 人
物 質 工 学 科	1	4 0 人
建 築 学 科	1	4 0 人

2 電気情報工学科に、次の履修コースを設ける。

電磁環境工学コース

情報計測工学コース

電気物性工学コース

3 前項の履修コースの選択、決定方法については、別に定める。

第 7 条の 2 各学科等の教育方針と育成すべき人材像については別表第 1 に定める。

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

第9条の2 本校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の命を受け、校長を補佐するとともに、必要に応じて校長の代理を務める。

第10条 本校に、総務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

第11条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

第12条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週以上にわたるものとする。

第13条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目並びにその開設単位数は、一般科目にあつては別表第2、専門科目にあつては別表第3のとおりとする。

3 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年30単位時間計90単位時間実施する。

第13条の2 各授業科目の単位数は、履修単位については30単位時間の履修を1単位とし、学修単位については45時間の学修を1単位として計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究及び卒業設計の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、原則として、当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。ただし、特定の科目の再履修を免除されることがある。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

第16条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 中学校を卒業した者

二 中等教育学校の前期課程を修了した者

三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

四 文部科学大臣の指定した者

五 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

七 その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第17条 校長は、入学志願者について、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書

類、学力検査の成績等を資料として入学者の選抜を行う。ただし、特別の事情があるときは、学力検査を行わないことができる。

2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第28条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除の申請書を受理された者についても、入学を許可するものとする。

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することができる。

第18条の2 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに、在学中の保証人と連署した誓約書及び学校長が定めた書類を、提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことができる。

第20条 転科を希望する者があるときは、校長は、選考の上第3学年までに限り、学年の初めにおいて、転科を許可することができる。

第21条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

第22条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して5年を超えることができない。

第23条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

第24条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることができる。

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で、再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することができる。

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第26条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、当該学生の他の高等専門学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

第26条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、前条において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

第26条の4 前2条に関し、必要な事項は別に定める。

第26条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又

は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合において準用する。

4 校長は、前2項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

5 前4項に関し、必要な事項は別に定める。

第26条の6 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 前2項に関し、必要な事項は別に定める。

第27条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

第27条の2 本校を卒業した者は、準学士（工学）と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

第28条 入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他費用に関する規則の定めるところによる。

2 国費外国人留学生の検定料、入学料、授業料は徴収しない。

3 研究生、聴講生の検定料、入学料、授業料については、別に定める。

第29条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、入学検定料を納付しなければならない。

第29条の2 入学料は、所定の期日に納付するものとする。

第30条 学生は、授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあっては4月に、後期にあっては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生の申し出により、前期に係る授業料を納付するときに当該年度の後期に係る授業料を併せて納付できるものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出により、入学を許可されるときに納付できるものとする。

第31条 学年の中途において入学又は復学（以下「入学等」という。）した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学等の日の属する月に納めるものとする。

第32条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料を納めるものとする。

第33条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分の寄宿料を納付するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付するものとする。

第34条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、

又は風水害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。

- 2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。
- 4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

第34条の2 納付済みの検定料、入学料、授業料及び寄宿料は還付しない。

- 2 第30条第4項の規定により授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合及び前期に係る授業料を納付するときに当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、前項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。

第7章 学生準則及び賞罰

第35条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

第36条 校長は、学業成績優秀等により学生を表彰することがある。

第37条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなく出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第38条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- 一 長期間にわたり行方不明の者
- 二 第22条に規定する休学期間を越えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- 四 第17条第2項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 専攻科

第39条 本校に、専攻科を置く。

第40条 専攻科は、高等専門学校における教育の基盤の上に立ち、より深く高度な専門の知識及び技術を教授し、もって広く地域社会並びに産業界で活躍できる実践的かつ創造的な技術者の育成を目的とする。

第41条 専攻科の専攻及び入学定員は次のとおりとする。

専攻	入学定員
複合工学専攻	20人

第41条の2 各専攻の教育方針と育成すべき人材像については別表第4に定める。

第42条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの
- 四 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 六 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 七 その他本校専攻科が、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第43条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

第44条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することができない。

第45条 専攻科学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、前条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

第46条 開設する授業科目及びその単位数は、別表第5のとおりとする。

2 履修方法については、別に定めるところによる。

第47条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目のうち62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対して、所定の修了証書を授与する。

第48条 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条、第19条、第21条、第23条から第25条、第26条の3、第26条の5第1項及び第2項、第28条第1項、第29条から第38条の規定を準用する。この場合において、第26条の3中「30単位」とあるのは「16単位」と、第26条の5第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、第38条第2号中第22条」とあるのは「第45条」と読み替えるものとする。

第49条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 学寮

第50条 本校に学寮を設ける。

2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 外国人留学生、研究生、聴講生、特別聴講学生等

第51条 本校に留学を志願する外国人があるときは、特別の選考によって、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第52条 本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第53条 本校において、特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

2 学校間相互単位互換協定に基づいて、本校において、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ特別聴講学生として入学を許可することがある。

3 聴講生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第54条 本校において、一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可し、当該授業科目を履修した者に対して、単位の修得を認定することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第55条 本校において、国際協力事業団から外国人受託研修員受入れの申請があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、受入れを許可することがある。

2 外国人受託研修員に関する規程は、別に定める。

第11章 受託研究、共同研究等

第56条 本校は、外部の機関等からの依頼に応じ、受託研究を行い、又は民間等との共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び民間等との共同研究の取扱いについては、別に定める。

第57条 本校において、法令の定めるところにより、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し、必要な事項は、その都度定める。

附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月23日規則第1号改正）

1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

2 昭和41年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和43年3月10日規則第1号改正）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年5月28日規則第3号改正）

この規則は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月25日規則第1号改正）

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の施行の日以後において編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第29条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4 昭和47年度において入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は、第29条の規定にかかわらず、前期4,800円及び後期9,600円の額を合せた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。

5 前項の規定が適用される者について第30条の規定を適用する場合においては、昭和47年度に限り同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。当該者が昭和47年度において復学した場合にお

いては、第30条を適用するときも同様とする。

- 6 昭和47年度において編入学又は再入学をした者の属する年次の在学者が昭和47年において入学した者である場合においては、当該編入学又は再入学をした者について第30条の規定を適用するときは、昭和47年度に限り同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは「当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 7 第4項又は前項の規定が適用される者について第31条の規定を適用する場合においては、昭和47年度に限り同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは「前期において徴収する授業料の額」に「授業料の年額に相当する額の授業料」とあるのは「前期4,800円及び後期9,600円の額を合せた額」とする。
- 8 昭和47年度における入学を許可された者に係る入学料の額は第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 昭和47年度の入学・編入学又は再入学に係る検定料の額は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和49年4月11日規則第1号改正）

この規則は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 附則(昭和41年3月23日規則第1号改正)中、第27条を第28条に読み替えるものとする。
- 3 附則(昭和47年3月25日規則第1号改正)中、第29条を第30条に、第30条を第31条に、第31条を第32条に、第27条を第28条に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第30条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和51年度において、入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は、第30条の規定にかかわらず、前期9,600円及び後期21,600円の額を合わせた額とし、前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。
- 5 昭和51年度入学者について第31条の規定を適用する場合においては、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。昭和51年度入学者が、昭和51年度において復学した場合において、第31条の規定を適用するときにおいても、同様とする。
- 6 昭和51年度において、転学、編入学又は再入学をした者の属する年次の在学者が昭和51年度入学者である場合においては、当該転学、編入学又は再入学をした者について第31条の規定を適用するときは、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 7 第4項又は前項の規定が適用される者について、第32条の規定を適用する場合においては、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の別表第2「専門科目の学年別配当単位数（1）機械工学科」の規定により現に取得している「図学」及び「設計製図」に係る単位数は、改正後の同表に規定する「機械製図」に係る単位数とみなす。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項ただし書きの規定は、昭和56年度入学者募集より適用する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年1月10日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に在学している者に係る教育課程については、附則別表第1及び附則別表第2に定めるとおりとする。

附則別表第1及び附則別表第2 略

附 則

この規則は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小山工業高等専門学校学則第7条の規定にかかわらず、工業化学科は、平成2年3月31日に当該学科に在学する者及び学則第18条、第18条の2、第20条並びに第25条第2項の規定により入学又は転科を許可された者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- 3 平成2年3月31日に電子制御工学科及び工業化学科に在学する者の教育課程は、附則別表第1、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1及び附則別表第2 略

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年9月2日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に第2学年以上に在学している者に係る教育課程については、附則別表第1及び附則別表第2に定めるとおりとする。

附則別表第1及び附則別表第2 略

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 電気工学科は、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この学則施行の際、電気工学科第2学年以上及び電子制御工学科第2学年以上に在学する者の教育課程は、この学則第13条第2項の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に電子システム工学専攻及び物質工学専攻に在学している者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に物質工学専攻に在学している者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

この規則は、平成15年7月22日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3については、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に第3学年以上に在学している者に係る教育課程については、附則別表第2に定めるとおりとする。
- 3 この規則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に在学する者に係る教育課程については、附則別表第2に定めるとおりとする。
- 3 この規則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 電子システム工学専攻、物質工学専攻及び建築学専攻は、改正後の第41条の規定に関わらず、平成22年3月31日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この規則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 電子システム工学専攻、物質工学専攻及び建築学専攻は、改正後の第41条の規定に関わらず、平成22年3月31日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この規則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。